☆☆　新型コロナウイルス感染症ニュース 第 113 号　2022.4.4　☆☆

新年度最初のニュースです。新型コロナウイルス感染症患者さんの人数はなかなか落ち着かず、ワクチン接種も年齢や回数の拡大で接種にも更なる注意が必要になります。

ワクチン接種の現状

仙台市のホームページに掲載されている 3 月 30 日現在の仙台市のワクチン接種率は、2 回目までの接種が 5 歳以上の対象者の 81.6%、3 回目が 18 歳以上の対象者の 45.7%です。高齢者では 2 回目までの接種が 95.3%、3 回目が 86.3%となります。

新型コロナワクチン追加接種（４回目接種）の体制確保について(R4.3.25)

厚生労働省より事務連絡です。 令和 4 年 3 月 24 日、第 31 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、新型コロナワクチンの４回目接種の是非について議論が行われ今後も引き続き審議されることとなりますが、 ４回目接種が予防接種法に基づく予防接種に**位置付けられた場合**に、速やかかつ円滑に接種を開始するための準備に関して、**現段階において想定される事項**について示されています。なお、本事務連絡は、今後の検討状況により変更される可能性があります。

- 4 回目接種の実施やその対象者、3 回目接種からの接種間隔等については、**分科会で引き続き審議**予定。
- 現時点では 3 回目接種を受けた全ての住民が接種対象となることも想定して準備を進める。
- 事務的な準備期間も考慮して、現時点から 2 か月程度を目途に、接種券の発送準備（印刷、封入・封緘）や会場の手配等の完了が想定されている。
- 使用ワクチンは「ファイザー社ワクチン」及び「武田／モデルナ社ワクチン」が想定され、供給についてはこれまでと同様、国から都道府県別の配分量を示し、V-SYS の活用が想定されている。
- 3 回目接種で対象者数を上回るワクチンが配分されているため、医療機関等の一定量の未使用ワクチンが 4 回目接種に活用できる可能性があることから、適切な保管の検討が想定されている。
- 接種体制確保に必要な費用については、引き続き国が全額を負担する方針のもと、今後予算措置が行われる想定。

今後のワクチン接種、12 歳以上 17 歳以下への対象年齢拡大について

3 月 25 日付で「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」について一部が改正され、追加接種の対象者に 12 歳以上 17 歳以下の希望者も加えられました。ただしこの年齢層に使用できるワクチンは現時点で**ファイザー社製（成人用）のものだけ**となりますので注意が必要です。

仙台市の 12 歳以上 17 歳以下の対象人数は約 54,000 人であり、2 回目接種からの間隔などの要件を満たした方に今後、順次接種券が発送される予定です。直近では**4 月 15 日**に対象者約 17,000 人に発送される見込みです。

集団接種は今週から歯科医師会のご協力で、水・木曜日の夜間接種も再開されます。12～17 歳の方へはこの年齢用の特別接種枠が準備される予定です。ファイザー社製ワクチンの使用についても 3 月までの TKP 会場（青葉区）だけから、4 月は新東北ビルが加わり、5 月からはさらに宮城野区中央市民センター（宮城野区）、若林区中央市民センター別棟（若林区）、ゼビオアリーナ仙台または太白区中央市民センター（太白区）、七北田公園体育館（泉区）にも拡大されます。

個別接種医療機関に対するワクチン移送について、本日調査票が送られました。これまで 2 週間ごとの接種分の確認がされておりましたが、今回は 4 月 25 日以降、GW を挟んで 5 月 15 日までの **3 週間の接種**

に必要な量をご回答ください。特に上記 12～17 歳の方の接種にファイザー社製ワクチンしか使えないことにご注意ください。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 69）（R4.3.31）

厚生労働省からの通知です。令和４年度診療報酬改定において、「Ａ２０５　救急医療管理加算１」の所定点数が 950 点から 1,050 点に改正されましたが、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」上の外来、入院、在宅等においては、令和 4 年 4 月 1 日以降も、「旧医科点数表における救急医療管理加算１の点数（950 点）」を基準として評価を行うとされています。

「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」の一部改正について（R4.3.30）

厚労省からの事務連絡で、薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて、一部改正が行われました。具体的には、薬局において販売する場合の対応について、国が十分な量のキットを確保できたことから、記載内容の**「無症状者の使用は推奨されない」とする記載が削除**され、また、**購入者に対して求められていた署名も廃止**されております。

基本的な考え方の変更はなく、**特例的に**新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原定性検査キットが薬局で販売され、薬局においては引き続き医療機関への受診勧奨を行うことや、地域の医療機関等と相談の上、**受診可能な医療機関や受診・相談センターの連絡先のリスト等を作成、配布する等の対応**を行うこととされています。

ワクチンの誤接種について(R4.3.29)報告

仙台市からの発表で、個別接種医療機関において成人用ワクチンを接種すべき 12 歳の方に、誤って小児用ワクチンを接種するという事案が 2 件発生いたしました。2 例とも予約時、接種実施時に被接種者の年齢の確認が不十分であったことが原因とされております。4 月以降、12～17 歳を対象とした追加接種が始まりますと、当該年代はファイザーに限定されますことから、これまで以上に、被接種者の年齢確認にご留意をお願いいたします。

なお、被接種者の年齢は、誕生日の前日に年齢を 1 つ加算すると考えるため、12 歳の誕生日の前日に小児用ワクチンの 1 回目を接種すると間違い接種に該当しますので、ご留意ください。

ニュース部、ワクチン担当チームより　（113 号担当　福壽岳雄）

新型コロナウイルス感染症とは長い付き合いです。毎日の仕事をこなしながらの対応は患者さんにとっても、医療従事者にとっても大変なものと思われますが、乗り切れる日まで頑張りたいと思います。

仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。

FAX：022-267-5193　　メール：sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp